

改正

平成18年1月17日条例第1号

平成18年3月27日条例第14号

平成22年3月19日条例第4号

平成26年3月20日条例第10号

平成31年3月14日条例第14号

中標津町簡易水道事業条例

(目的)

第1条 この条例は、本町に簡易水道を設置し、簡易水道事業を経営するとともに、給水についての料金及び給水装置工事の費用負担等給水の適正を図ることを目的とする。

(名称、給水区域、給水人口及び給水量)

第2条 簡易水道事業の名称、給水区域、給水人口及び給水量は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 名称 中標津簡易水道事業

(2) 給水区域 中標津町字計根別の一部、字養老牛の一部、字上標津の一部、字当幌の一部、字豊岡の一部、字協和の一部、字俣落の一部、字開陽の一部、字俣橋の一部、字西竹、字武佐、字当幌本通、青葉台、りんどう町の一部、北中の一部、旭ヶ丘の一部、南町の一部、南中の一部、東当幌の一部、緑ヶ丘の一部、東中の一部

(3) 給水人口 3,190人

(4) 給水量 一日最大給水量 7,550m³

(事務所)

第3条 簡易水道事業の主たる事務所は、中標津町丸山2丁目22番地に置く。

(運営委員会)

第4条 本町簡易水道事業の適正かつ円滑な運営管理を行うため、運営委員会を置く。

(料金)

第5条 料金は、基本料金と超過料金との合計額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、基本料金と超過料金は、別表のとおりとする。

(補則)

第6条 中標津簡易水道事業に関し、この条例に定めがない事項については、中標津町水道事業の例による。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(中標津町営農用水条例の廃止)

2 中標津町営農用水条例（昭和49年条例第9号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の前日に、この条例による廃止前の中標津町営農用水条例（以下「旧条例」という。）の規定により算定された営農用水の料金については、なお従前の例による。
- 4 前項に規定するもののほか、旧条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(中標津町水道事業給水条例の一部改正)

- 6 中標津町水道事業給水条例（昭和33年条例第14号）の一部を次のように改正する。
第21条第3項ただし書を次のように改める。

ただし、町長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

第29条の2各号を次のように改める。

- (1) 月の使用期間が8日未満で、給水量が基本水量の4分の1以下の場合は、基本料金の4分の1の額とする。ただし、給水量が基本水量の4分の1を超えた場合は、基本料金の4分の1の額と超過料金を合算した額とする。
- (2) 月の使用期間が8日以上16日未満で、給水量が基本水量の2分の1以下の場合は、基本料金の2分の1の額とする。ただし、給水量が基本水量の2分の1を超えた場合は、基本料金の2分の1の額と超過料金を合算した額とする。
- (3) 月の使用期間が16日以上23日未満で、給水量が基本水量の4分の3以下の場合は、基本料金の4分の3の額とする。ただし、給水量が基本水量の4分の3を超えた場合は、基本料金の4分の3の額と超過料金を合算した額とする。

(中標津町特別会計条例の一部改正)

- 7 中標津町特別会計条例（昭和39年条例第27号）の一部を次のように改正する。
第1条に次の1号を加える。

(9) 中標津町簡易水道事業特別会計

(中標津町水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

- 8 中標津町水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「それぞれ次の各号に掲げる」を「次に掲げる」に改め、同項第2号を削る。

第4条中「及び施行令第8条の4」及び「及び簡易水道事業を通じて一」を削る。

(地方公営企業法の全部を適用する条例の一部改正)

- 9 地方公営企業法の全部を適用する条例（昭和42年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条第2号を次のように改める。

(2) 削除

(中標津町基金条例の一部改正)

- 10 中標津町基金条例（昭和42年条例第25号）の一部を次のように改める。

第2条に次の1号を加える。

(15) 簡易水道事業特別会計財政調整基金（以下「簡水基金」という。） 簡易水道事業特別会計の財政の健全合理化を図る。

第3条に次の1項を加える。

15 簡水基金として積み立てる額は、次のとおりとする。

(1) 基金から生ずる収入

(2) 毎年度決算余剰金を生じた場合において町長の定める額

(3) 必要があるとき、予算の定めるところにより積み立てる額

(中標津町部設置条例の一部改正)

11 中標津町部設置条例(平成8年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第158条第7項」を「第158条第1項」に改める。

第2条中「(11) 営農用水に関すること。」を「(11) 簡易水道事業に関すること。」に改める。

附 則(平成18年1月17日条例第1号)

この条例は、平成18年2月20日から施行する。

附 則(平成18年3月27日条例第14号)

この条例は、平成18年6月23日から施行する。

附 則(平成22年3月19日条例第4号)

この条例は、北海道知事の変更認可の日から施行する。

附 則(平成26年3月20日条例第10号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(中標津町簡易水道事業条例の一部改正に伴う経過措置)

9 第23条の規定による改正後の中標津町簡易水道事業条例第5条の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。

附 則(平成31年3月14日条例第14号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 次項から第9項までに定めるものを除くほか、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、施行日以後に行う施設の使用等に係る使用料等で施行日以後に納付するものについて適用し、施行日以前に行った施設の使用等に係る使用料等で施行日前又は施行日以後に納付するもの及び施行日以後に行う施設の使用等に係る使用料等で施行日前に納付するものについては、なお従前の例による。

(中標津町簡易水道事業条例の一部改正に伴う経過措置)

9 第19条の規定による改正後の中標津町簡易水道事業条例第5条の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成31年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。

別表(第5条関係)

区分	使用料(1か月)			摘要
	基本水量	基本料金	超過料金	

			(1 m ³ 増すごと)	
家庭用	m ³ 8	円 1,500	円 190	
官公署団体用	16	4,000	310	
営業用	16	3,500	270	
浴場営業用	100	7,500	60	
臨時用	1	500	500	
営農用	50	5,000	70	